

# 新助手・助教を考える集会

島根大学職員組合

2006年8月25日 12:00~12:40

於：生物資源科学部生態環境科学科共通セミナー室

## 概要

学校教育法の改正にともなう教員組織の変更によって、島根大学においても来年4月から(新)助手、助教、准教授、という新しい職が導入されます。

新しい「助教」という職は、従来の助手とは職務・職責に関する規程がことなり、「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」(学校教育法)とされています。

島根大学では、現に助手の職にあるものは、(簡略化した資格審査の後)すべて助教に移行するとされています(医学部は未定)。そして、その俸給表上の格付けは現在の助手と同じ2級とされています。

現に助手の職にある教員の新しい職務、職責がどのようになるのでしょうか。「キャリア・パスの第1段階」とされ、昇任のための業績が求められる一方で、校務や授業の負担が増加するとすれば、これらは両立するのでしょうか。現在の助手の待遇は、この新しい職務、職責に見合うものでしょうか。

また、現に教務職員の職にあるものは、改正学校教育法の「その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する」という助手の定義そのものであり、助手への移行がふさわしいかどうか。

さらには、新しい教員組織全体として、どのように教育と研究を担っていくのか、といった、大きな問題を抱えた変更でもあります。

大学としての最終決定の場である9月の教育研究評議会を前に、この集会で議論を深め、今後の組合としてのスタンスも探っていきます。

## 1 背景

中教審答申 「我が国の高等教育の将来像(答申)」2005年1月28日 中教審【資料1】

「大学の教員組織の在り方について」2005年1月24日 中教審【資料2】

学校教育法改正 2005年7月15日改正

抜粋【資料3】

概要【資料4】

大学設置基準改正 2006年3月改正

改正要綱【資料5】

改正事項について【資料6】

文部科学事務次官通知 「大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」2006年5月17日付【資料7】

## 2 現状

### 2.1 全国的な状況

- 九州大学では助教への以降にともなって助教全員任期制導入が提案されている
- S県立女子短期大学では、法人化にともない、「専任教員数」、「課程認定(厚労省関係)にともなう必要な助手数」などの問題で、十分に助教の資格をもつ現助手が新助手とされる恐れ

- 全般的には議論は低調で十分な情報が集約されていない

## 2.2 島根大学の状況

- 2006年9月の教育研究評議会で決定
- 2006年7月10日教育研究評議会において、以下のとおり審議された(生物資源科学部教授会報告より)。

### 3. 大学教員の職のあり方について

平成19年4月から施行される学校教育法の一部改正および大学設置基準の一部改正に伴い、教員の職名が変更となるため、学内においてこれまでに部局連絡協議会後の勉強会や常任理事懇談会、役員会で議論された。本学の基本方針が提案された。審議後、各学部等に持ち帰り、検討のうえ、9月の教育研究評議会で最終結論とする予定。

助教と新助手が明確に区別された。

本学の現在在職中の助手は、概ね助教(修士以上の資格、一部授業担当など)に位置づけられる。

新助手は本学では当分の間配置しない。教務職員は現在のままとする。

教員の給与格付けは、教授を5級、准教授を4級、講師を3級、助教を2級とする。規則上助手の規定を設け、標準給を1級にする。

## 2.3 全大教の運動

- 「学校教育法改正にともなう「新教員制度」に関する要望書」  
2006年6月28日付 文部科学大臣宛【資料8】
- 「助教等の新たな教員制度に関する文部科学省会見」2006年7月14日 於 文部科学省報告【資料9】  
ダイジェスト【資料10】
- 「助教の給与及び級の新設について」2006年7月26日【資料11】
- 「参考給与表作成に際しての要望書」2006年7月26日付 国大協会長宛【資料12】

## 3 論点

- 新たな業務負担(校務・授業)・「キャリアパスの第1段階」の意味と実質化  
従来助手が行っていた業務としての学生への授業と研究指導、そして自律的な研究が助教としての業務として明確に位置づけられていることは歓迎すべきことであろう。しかし、ライフサイクルの中での位置、資格、待遇等の違いがあるAP、Pと同様の授業負担や、ましてや校務に関する負担がのしかからないとは限らない。  
そうならないためには、個人評価における自身によるウェイトづけの継続、あるいは項目とウェイトづ

けの適正化が重要。

《試案》助教の授業負担の上限に関する明確な枠組，校務負担の上限に関する考え方について，組合でまとめ，支部交渉等で大学側と確認していく。評価については，他の職階とあわせ，自律的かつ多様な職務が評価されるよう大学に対して提案をしていく。

- 「自律的に研究」の実質化の課題

各専攻分野によって実態に違いがあるだろう。もしも「新助手」なみの待遇しか得られないのであれば問題。

各種慣習，アカハラとの関連があり難しい問題。

《試案》保留

- あるべき格付け，待遇

職務・職責が変更され，資格要件が厳しくなり，かつより重責を担う立場になるので，他の職種との権衡を保つためには2級据置きはおかしいのではないか。これは，全大教の主張（【資料8，11，12】）でもある。

一方，今回の法改正にともなう大学への運営費交付金の上乗せはない（【資料9，10】）ので，格付けの変更，待遇改善を求めるには，大学の財政状況の見極め，他の職階の組合員，構成員との合意が必要。《試案》今後，大学との事務折衝を通じて，助教の待遇改善に必要な経費の見積もりを行うとともに，組合の意見集約を通して方針を確定していく。

- 大学の教員組織としての運用上の問題

- P，AP，Aのバランス

- 専門分野ごとの意見は？

- 「新助手」を当面おかないこと

- 大学設置基準第10条2項で「演習，実験，実習又は実技をともなう授業科目については，なるべく助手に補助させる」とされている。

《試案》保留

- 教務職員の待遇【資料13】

教務職員という職種が抱える問題がひきつづき積み残されている（7月10日教育研究評議会）。

教務職員の待遇改善をどのように進めるかを大学と協議する必要がある。

《試案》現に教務職員の職にある職員，とくに永年にわたる職員について，意向の調査，大学との協議，等をおこない，教務職員の助手（助教）または技術職員への移行を模索する。

- その他の論点

## 4 議論

## 5 資料

- 【資料1】「我が国の高等教育の将来像（答申）」

2005年1月28日 中央教育審議会

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm)

の，「目次」と，「第3章」の1-(1)-(ウ)

- 【資料 2】「大学の教員組織の在り方について」  
2005 年 1 月 24 日 中央教育審議会  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/05012701/002.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/05012701/002.pdf)
- 【資料 3】「学校教育法の一部を改正する法律新旧対照表条文」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/001/05111701/003/003.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/001/05111701/003/003.pdf)
- 【資料 4】「学校教育法の一部を改正する法律案の概要」  
文科省  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/an/162/05022801/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/162/05022801/001.htm)
- 【資料 5】大学設置基準改正要綱  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/public/2006/06021609/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2006/06021609/001.pdf)  
1 ページ目の大学についてのみ
- 【資料 6】「大学設置基準等の制度改正事項について」  
文科省  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/001/06031717/005.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/001/06031717/005.htm)
- 【資料 7】「大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」  
2006 年 5 月 17 日付 文部科学事務次官発各学長等宛  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/06060731.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060731.htm)
- 【資料 8】「学校教育法改正に伴う「新教員制度」に関する要望書」  
6 月 28 日付 全大教発文科大臣宛  
7 月 24 日付全大発 101 通知 75 メール 06-07-24youbousho.doc
- 【資料 9】「助教等の新たな教員制度に関する文部科学省会見報告」  
7 月 24 日 全大教発各単組委員長宛  
7 月 24 日付全大発 101 通知 75 メール 06-07-24houkoku.doc
- 【資料 10】「助教等の新たな教員制度」  
8 月 10 日付 全大教新聞 1 面下半分
- 【資料 11】「助教の給与および級の新設について」  
7 月 26 日 全大教
- 【資料 12】「参考給与表作成に際しての要望書」  
2006 年 7 月 26 日付 国大協会会長宛  
<http://www.zendaikyo.or.jp/katudou/katudonaiyo/06-07-26youbousho.pdf>
- 【資料 13】「教務職員制度廃止および教務職員の待遇改善に関する要望書」  
2004 年 11 月 19 日付 東北大学職員組合委員長発東北大学総長，理事宛  
<http://ha5.seikyuu.ne.jp/home/touhokudai-syokuso/docs04/yb041119.html>